

## 葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例

### 1 制定理由

子ども・子育て支援法に定める義務に違反した者に科する過料を定める必要があるため

### 2 制定内容

次のいずれかに該当する者を10万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由なしに、子どものための教育・保育給付に係る報告義務等に違反した保護者等
- (2) 正当な理由なしに、子どものための教育・保育給付に係る報告義務等に違反した事業者等
- (3) 支給認定証の返還等に応じない者

### 3 議案

資料2-1別紙1のとおり

### 4 施行期日

平成27年4月1日

### 5 周知方法

条例公布後、区内事業者に通知するとともに、区公式ホームページに掲載する。

### 6 関係法令

資料2-1別紙2のとおり